



平成 26 年 1 月 7 日

各 位

S E ホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速 水 浩 二
(J A S D A Q ・ コード 9 4 7 8)
問 い 合 わ せ 先
執行役員経営企画部部长 松 村 真 一
T E L 0 3 - 5 3 6 2 - 3 7 0 0

主要株主による当社第 3 回新株予約権の行使意向に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 27 日付公表「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」に関連し、当社の主要株主である当社代表取締役社長速水浩二より、同氏に割り当てられた当社第 3 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）1,814,100 個の全てについて、全て行使を行う旨の意向表明を受けましたのでお知らせいたします。

なお、同氏に割り当てられた本新株予約権の全ての行使に必要な資金につきましては、現時点におきまして、既に全ての資金を確保している旨の報告を受けております。

以上

※ご注意

この文書は、当社の主要株主による本新株予約権の行使意向に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、平成 25 年 11 月 27 日付公表「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型 / 上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」(URL:<http://www.sehi.co.jp/ro/>) 及び平成 25 年 11 月 27 日付提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）(URL:<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>) を熟読されたうえで、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933 年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。